

湯前町の公共施設等における受動喫煙防止対策に関する方針

令和元年6月

湯前町総務課

1、目的

平成30年7月25日に、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原を持つ者が講じる措置等について定められ、令和2年4月1日から施行（一部は、令和元年7月1日施行）されることとなりました。

本方針は、改正健康増進法に基づき、町の公共施設等における受動喫煙防止対策について定め、町民をはじめとする利用者及び公共施設等で勤務する職員等の健康の保持増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2、改正健康増進法の概要

(1) 基本的な考え方

- ア、「望まない受動喫煙」をなくす
- イ、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ウ、施設の類型・場所ごとに対策を実施

(2) 法の概要（抜粋）

- ア、多数の者が利用する施設等の類型（次表（3））に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- イ、施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- ウ、違反者に対する罰則規定を設ける。

(3) 多数の者が利用する施設等の類型とルール等施設等の類型

施設の種類	ルール・施行期日
第一種施設 ○子どもや患者等に特に配慮 学校、病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎（行政機関が事務処理をするために使用する施設）等	○敷地内禁煙 ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。 ○施行日：令和元年7月1日
第二種施設 ○第一種施設以外の多数の者が利用する施設 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、国会、裁判所、旅客運送用事業船舶・鉄道等	○屋内禁煙 ※喫煙専用室内でのみ喫煙可 ○施行日：令和2年4月1日

3、本方針に係る定義

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ（加熱式たばこを含む）

(2) 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

(3) 公共施設等管理権原者

受動喫煙防止の取組について、その方針の判断と決定を行う立場にある者。

(4) 公共施設等管理者

公共施設等を所管する課長をいう。

(5) 敷地内禁煙

公共施設の建物内及び敷地内を含めた全ての場所での喫煙を禁止すること。

(6) 屋内禁煙

公共施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること。

(7) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいう。

(8) 第二種施設

第一種施設以外の事務所や工場、飲食店等多数の者が利用する施設をいう。

4、本町の基本方針

(1) 町の公共施設等は、原則として敷地内禁煙とする。

(2) 敷地内禁煙が困難な屋外施設においては、できるだけ受動喫煙を生じさせないよう配慮する。

(3) 町の公用車内は、移動中も含め全面禁煙とする。

(4) 町の職員等は、休憩時間を除く勤務時間内は禁煙とする。

(5) 公共施設等管理者は、町民など施設利用者に対し、受動喫煙対策の具体的措置及び趣旨について周知を図り、理解と協力を得るよう努める。

(6) 町有及び町管理の屋外施設において、公園、運動広場等の施設は、他の町公共施設と一体的に受動喫煙防止対策を推進するため、改正健康増進法に定める受動喫煙防止対策を拡充し可能な限り敷地内禁煙とする。

5、公共施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 敷地内禁煙又は屋内禁煙

第一種施設は敷地内禁煙となるが、健康増進法第28条第13号の規定に基づき「特定屋外喫煙施設（場所）」を設置することができる。

(2) 町民等への周知

公共施設等管理者は、この方針に基づき町民や利用者に対し受動喫煙防止対策の具体的方法及び趣旨について、旬報・広報・ホームページ等により周知を図り、理解と協力を得るものとする。

6、受動喫煙防止対策の推進

次の表のとおり、受動喫煙防止対策を推進するものとする。

No	主たる施設名称	所 管 課	改正法による施設類型	対 策
1	役場庁舎	総務課	第1種	敷地内禁煙 ※1
2	保健センター	保健福祉課	第1種	敷地内禁煙
3	まんが美術館	教育課	第1種	敷地内禁煙 ※1
4	農業農村改善センター	教育課	第1種	敷地内禁煙
5	B&G海洋センター	教育課	第1種	敷地内禁煙 ※1
6	町民グラウンド周辺	教育課	第2種	屋内禁煙
7	小学校	教育課	第1種	敷地内禁煙
8	中学校	教育課	第1種	敷地内禁煙
9	学校給食共同調理場	教育課	第1種	敷地内禁煙
10	畜産センター	農林振興課	第2種	屋内禁煙
11	福祉センター湯愛	社会福祉協議会	第1種	敷地内禁煙
12	湯前保育園	社会福祉協議会	第1種	敷地内禁煙
13	落鶴地区農村公園	農林振興課	第2種	屋内禁煙
14	買元地区農村公園	農林振興課	第2種	屋内禁煙
15	湯前駅前公園	企画観光課	第2種	屋内禁煙
16	レールウィング	企画観光課	第2種	屋内禁煙
17	交流センター湯〜とぴあ	企画観光課	第2種	屋内禁煙
18	消防団詰所	総務課	第2種	屋内禁煙
19	湯楽里施設	企画観光課	第2種	屋内禁煙
20	グリーンパレス施設※2	企画観光課	第2種	屋内禁煙
21	イベント等の会場	参加者・来場者ができるだけ、たばこの煙にさらされないよう配慮が必要である。		

※1 特定屋外喫煙施設（場所）を設置する。

※2 キャンプ場、炊飯棟、芝広場、東屋、ゴーカート場、管理棟、グラウンドゴルフ場、その他関連施設

7、実施時期

この方針による町の公共施設等の対応は、令和元年7月1日から実施する。また、施設条件や国及び県の動向を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。